令和8年度 第2回木更津市史編集委員会 議事録

1. 会 議 名 令和8年度 第2回木更津市史編集委員会
2. 開催日時 令和8年10月1日（木）～10月9日（金）
3. 開催方法 書面開催
4. 出 席 者 木更津市史編集委員 10名
   成田 篤彦 編集委員長、實形 裕介 副委員長、小沢 洋委員、
   石和田 秀幸委員、盛本 昌広委員、大関 真由美委員、駒 早苗委員、
   島立 理子委員、鈴木 昭宣委員、松本 明子委員
5. 議案及び報告事項
   議案第1号『木更津市史刊行計画』の変更について
   連絡事項　ChatGPTの利用について

議案第1号『木更津市史刊行計画』の変更について

委員意見

（大関委員）計画では 2028 年は 4 冊刊行になるようなので、予算的な部分や、事務手続きに支障がないのかという懸念はあります。すでに事務局のほうでそのあたりは解決しており、一年ずらすことで刊行が可能ということであれば、特に異存はございません。

（實形委員）部会の進捗状況に応じて刊行計画を変更することはやむを得ないことです。しかし、単年度で刊行できる冊数には限界があるので、まず印刷製本費等の冊数ごとの見積りを想定してください。

複数巻を刊行する場合、2冊、3冊、4冊とそれぞれの場合で、編集・校正のほか、事務作業等の工程表を作成してみましょう。同時並行して作業が進められるか、必要な人員が確保できるか等の確認をお願いします。まずは、既刊の入稿から納品までの工程表、予定と実態のズレの把握が大切です。

（石和田委員）『史料編1 考古1』の刊行予定が1年ずれること了解いたしました。ただ『史料編1 考古1』を出したわずか1年後に『通史編1 原始』を出すという刊行予定は大丈夫なのでしょうか。また『通史編2 古代』ですが、飛鳥・奈良・平安について考古分野については考古部会で書き、古代部会が文献史学の面から同じように飛鳥・奈良・平安について書くことで了解ができています。『通史編2 古代』というタイトルだけだと、皆さんにそのことがはっきりわかりません。これもかなり重要な変更点です。

事務局説明
『木更津市史刊行計画』の変更についてご意見ありがとうございます。
2028年度に4冊刊行ですが、1冊あたりの現在の見積もりと今年度の考古2，3の刊行予算から考えて、今年と同様の予算がつくとするならば刊行可能であろうと考えます。
また 編さん担当の職員がやりきれるか、作業量として可能かどうかについては、進捗の時期をずらすことによって可能かと考えられます。契約は指名競争入札のため 同じ会社がすべての刊行業務を受けるとは考えづらく、印刷会社の負担としても可能と考えます

連絡事項　ChatGPTの利用について
（駒委員）現在GPTの使用に関しては入力データがWEB上にアップされ生成モデルとして使用される状況ですので、市史での活用はできません。もし入力データそのものがAIモデルの学習・再学習等に利用されないGPTができたなら、筆耕要項に沿った文かファクトチェックをしてもらえたら助かります。
また史料編8では、一部の挨拶文などにチャットGPTを使用したことに関して、手直しをしたにせよAI生成文を使用したことで、「注」をつけるのでしょうか。

事務局説明
管轄する情報経営課に生成AIについての木更津市の見解を聞いたところ、「木更津市生成AIシステム利用ガイドライン」の別表に定める要機密情報を入力可能な木更津市生成AIシステム（QommonsAI）については、生成AIシステムを提供する事業者によって入力データそのものがAIモデルの学習・再学習等に利用されないこと及び利用者データへのアクセスが必要最小限に限定され、目的外の閲覧・解析等が行われないことを確認済みとのことです。また、生成された文章を利用する場合は「木更津市生成AIシステム利用ガイドライン」の生成物利用におけるルールを守れば生成AIを使用した文章であることを記載する必要がないことも確認しました。

【参考】
別表に定める機密性とは「自治体機密性2以下」で、自治体機密性2については総務省のガイドラインで定義されています。

自治体機密性2
行政事務で取り扱う情報資産のうち、自治体機密性3に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産
自治体機密性1
自治体機密性2又は自治体機密性3の情報資産以外の情報資産

（生成AI使用不可）
自治体機密性3A
行政事務で取り扱う情報資産のうち、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に定める秘密文書に相当する文書
自治体機密性3B
行政事務で取り扱う情報資産のうち、漏えい等が生じた際に、個人の権利利益の侵害の度合いが大きく、事務又は業務の規模や性質上、取扱いに非常に留意すべき情報資産
自治体機密性3C
行政事務で取り扱う情報資産のうち、自治体機密性3B以上に相当する機密性は要しないが、基本的に公表することを前提としていないもので、業務の規模や性質上、取扱いに留意すべき情報資産

以上のことから、使用できるのは木更津市生成AIシステム（QommonsAI）のみですが、自治体機密性2以下であれば校正などで使用してみることができます。

事務局説明

委員の皆様よりいただきました意見等を踏まえ、次年度以降も対応して行きたいと考えております。

上記、令和8年度第2回木更津市史編集委員会の書面開催に伴う議事録について、確認したことを報告します。

令和8年10月9日

議事録署名人　木更津市史編集委員会

委員長　成田　篤彦